

## 第 27 号議案

### 訴えの提起について

次のとおり差押債権取立請求事件に関し訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

- 1 相手方 所在地 \* \* \* \* \*  
名称 \* \* \* \* \*  
代表者の職及び氏名 \* \* \* \* \*

2 事件名 差押債権取立請求事件

3 事件の内容及び請求の要旨

市が市税等の滞納者が有する売掛金債権を滞納処分として差し押さえ、当該債権の債務者である相手方に対し、当該差押えに伴う取立権を行使したがこれに応じないため、金 360 万 8,000 円の支払を命ずる判決及び仮執行の宣言を求めるもの

4 訴えの提起に関する取扱い

- (1) 相手方から差押えに係る金員を全額支払う旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 判決の結果必要と認める場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

### 提案理由

差押債権取立請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、この案を提出するものである。